一般社団法人研究・イノベーション学会　名誉会員規則

2025 年 9 月 29 日施行

（目的）

第1条　一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という）定款第 5 条に規定する名誉会員の候補者の選考、推薦及び承認の手続きは、定款に規定するものを除き、この規則により行う。

（名誉会員に推薦できる要件）

第2条　理事会は、原則として通算で 40 年間学会の正会員であり、次の各号に該当する者であって本人が名誉会員への就任を承諾する者を、社員総会において推薦を得るべく、社員総会の議案として提案する。

(1)　学会会長を務めた者

(2)　その他、学会の社会的評価を高める功績又は学会運営に特段の功労のあった者

（名誉会員就任手続き）

第3条　名誉会員への就任は、次の手続きを踏まえて行われるものとする。

(1)　理事は、理事会に対して社員総会において推薦される名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる。

(2)　理事会は、理事から名誉会員の提案があった場合には、速やかに審議を行い、名誉会員への就任が妥当と判断した時には、本人の承諾を得たうえで、社員総会にて名誉会員の推薦を得るべく、社員総会の議案として提案する。

(3)　社員総会の議決により推薦された者は、当該社員総会の後に開催される理事会において名誉会員として承認する。

（名誉会員の会員適用事項）

第4条　学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。

(1)　名誉会員の称号を使用することを認める。

(2)　学会会員としての会費を免除される。

(3)　年次学術大会への参加費を免除される。

(4)　上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。